

# 業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 館林市下水道事業ウォーター P P P 業務委託
- 2 委託業務の場所 館林市 堀工町 外地内
- 3 履行期間 令和 ●年 ●月 ●日から  
令和 ●年 ●月 ●日まで
- 4 業務委託料 金 ●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ●円)
- 5 契約保証金 金 ●円

上記業務について、館林市（以下、「発注者」という。）と●●共同企業体（以下、「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 ●年 ●月 ●日

住 所  
発注者  
氏 名 印

受注者（代表者）  
住 所  
氏 名 印

（構成員）  
住 所  
氏 名 印

## 目 次

### 第1章 総則

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 第1条（用語の解釈）            | 1 |
| 第2条（言語）               | 1 |
| 第3条（通貨）               | 1 |
| 第4条（計量単位）             | 1 |
| 第5条（期間の計算）            | 1 |
| 第6条（時刻）               | 1 |
| 第7条（準拠法）              | 1 |
| 第8条（責任負担）             | 1 |
| 第9条（指示等）              | 2 |
| 第10条（業務の手段等）          | 2 |
| 第11条（秘密の保持義務）         | 2 |
| 第12条（書面主義）            | 2 |
| 第13条（履行の保証）           | 3 |
| 第14条（契約の譲渡等）          | 3 |
| 第15条（著作権の使用等）         | 3 |
| 第16条（特許権の使用）          | 4 |
| 第17条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重） | 4 |
| 第18条（成果物の利用）          | 4 |

### 第2章 業務の実施

#### 第1節 総則

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第19条（本委託の概要）              | 6  |
| 第20条（履行期間）                | 6  |
| 第21条（法令の遵守等）              | 7  |
| 第22条（業務の実施体制等）            | 7  |
| 第23条（監督員）                 | 7  |
| 第24条（統括遂行責任者）             | 7  |
| 第25条（業務主任技術者）             | 8  |
| 第26条（電気主任技術者の選任等）         | 8  |
| 第27条（業務開始に伴う既存施設等の確認及び使用） | 9  |
| 第28条（業務開始に伴う業務引継ぎ等）       | 9  |
| 第29条（ユーティリティ等の調達）         | 9  |
| 第30条（再委託）                 | 10 |
| 第31条（許認可の取得等）             | 10 |
| 第32条（関係諸機関との協定事項）         | 10 |
| 第33条（暴力団からの不当介入の排除）       | 11 |

## 第2節 業務実施計画

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第34条（業務実施計画書の策定）  | 11 |
| 第35条（5か年業務実施計画書）  | 11 |
| 第36条（年間業務実施計画書）   | 12 |
| 第37条（5か年修繕計画書）    | 12 |
| 第38条（年間修繕計画書）     | 12 |
| 第39条（緊急時対応計画書）    | 13 |
| 第40条（業務実施計画書等の修正） | 13 |

## 第3節 業務の実施

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第41条（施設更新等の請求）         | 13 |
| 第42条（施設改良等）            | 14 |
| 第43条（受注者の改善提案）         | 14 |
| 第44条（要求水準書の変更等）        | 14 |
| 第45条（要求水準書の変更に伴う措置）    | 15 |
| 第46条（水質等の保証）           | 15 |
| 第47条（業務の中止）            | 15 |
| 第48条（受注者の請求による履行期間の延長） | 16 |
| 第49条（発注者の請求による履行期間の変更） | 16 |
| 第50条（契約不適合責任）          | 16 |
| 第51条（プロフィットシェア）        | 17 |

## 第4節 緊急事態（災害・事故その他の不可抗力）発生時の対応

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第52条（対応の基本）         | 17 |
| 第53条（水質異常時の対応）      | 17 |
| 第54条（異常水量への対応）      | 17 |
| 第55条（協働の措置）         | 18 |
| 第56条（臨機の措置）         | 18 |
| 第57条（災害・事故発生時の指揮系統） | 18 |
| 第58条（災害・事故発生時の費用負担） | 19 |

## 第5節 モニタリング

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第59条（業務日報の作成）   | 19 |
| 第60条（業務の報告）     | 19 |
| 第61条（セルフモニタリング） | 19 |
| 第62条（実績評価の実施）   | 19 |
| 第63条（中間総合評価の実施） | 20 |

## 第6節 要求水準の未達等に対する措置

|                |    |
|----------------|----|
| 第64条（改善通告）     | 20 |
| 第65条（改善計画書の変更） | 20 |
| 第66条（委託料の支払停止） | 20 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第67条（統括遂行責任者等に対する措置請求）      | 21 |
| 第68条（監督員に対する措置請求）           | 21 |
| 第7節 委託料等                    |    |
| 第69条（委託料の支払）                | 21 |
| 第70条（委託料の変更）                | 22 |
| 第3章 リスク分担                   |    |
| 第1節 一般事項                    |    |
| 第71条（リスク分担の原則）              | 23 |
| 第72条（水質と水量）                 | 23 |
| 第73条（所有権）                   | 23 |
| 第74条（保険）                    | 23 |
| 第75条（一般的損害）                 | 23 |
| 第76条（第三者に及ぼした損害）            | 23 |
| 第77条（遅延損害金）                 | 24 |
| 第2節 法令等変更                   |    |
| 第78条（法令等変更に伴う通知の付与及び協議）     | 24 |
| 第79条（法令等変更に伴う増加費用又は損害の負担）   | 24 |
| 第80条（税制改正）                  | 25 |
| 第3節 不可抗力                    |    |
| 第81条（不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更） | 25 |
| 第82条（不可抗力による委託料の支払）         | 25 |
| 第4章 契約の終了                   |    |
| 第1節 契約の解除                   |    |
| 第83条（発注者による契約の解除）           | 27 |
| 第84条（受注者による契約の解除）           | 28 |
| 第85条（法令等変更による契約の解除）         | 28 |
| 第86条（不可抗力による契約の解除）          | 28 |
| 第87条（談合等不正行為に対する違約金等）       | 29 |
| 第2節 契約終了時の措置                |    |
| 第88条（履行期間満了に伴う業務引継ぎ等）       | 30 |
| 第89条（契約終了時の既存施設等の確認）        | 30 |
| 第90条（契約終了による改良施設の取扱い）       | 31 |
| 第5章 補則                      |    |
| 第91条（解釈）                    | 32 |
| 第92条（契約の変更）                 | 32 |
| 第93条（公租公課の負担）               | 32 |
| 第94条（準拠法及び管轄裁判所）            | 32 |
| 第95条（疑義に関する協議）              | 32 |

別記 1（定義集）

別記 2（個人情報取扱特記事項）

別記 3（委託料支払表）

## 第1章 総則

### （用語の解釈）

第1条 本契約書において使用する用語については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 本契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別記1「定義集」において定める意義を有する。
- 2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 本契約で規定する法令等につき、変更又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該変更又は制定後の法令等が本契約に適用される。

### （言語）

第2条 本業務の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とするものとする。

### （通貨）

第3条 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とするものとする。

### （計量単位）

第4条 本業務の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

### （期間の計算）

第5条 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

### （時刻）

第6条 本業務の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とするものとする。

### （準拠法）

第7条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

### （責任負担）

第8条 本業務に伴う下水道法（昭和33年法律第79号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）上の管理責任は、発注者が負うものとする。

- 2 その他の発注者及び受注者の基本的な責任負担は要求水準書に定めるものとする。

(指示等)

第9条 発注者は、下水道法及び浄化槽法上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、本業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合、受注者は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。

(業務の手段等)

第10条 受注者は、特に定めがある場合又は前条の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、本業務の実施に必要な一切の手段等を受注者の責任において定めるものとする。

(秘密保持義務)

第11条 発注者及び受注者は、本契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたことを立証しうるもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責めによらず公知又は公用になったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく合法的に取得したもの。
- (5) 法令又は司法機関若しくは行政機関の命令により開示することが義務付けられたもの。ただし、開示にあたっては相手方へ事前に通知し、かつ最小限の開示内容にするよう努めること。
- (6) 相手方から開示された秘密情報によることなく開発、創造したもの。
- (7) 相手方が、第三者に開示することを書面により承諾したもの。

2 受注者は、本契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱う場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前項の規定は、履行期間終了後においても、なお5年間効力を有するものとする。

(書面主義)

第12条 本業務における指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、原則として書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、本契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(履行の保証)

第13条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料（以下「委託料」という。）の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 本契約の規定に基づく委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、発注者又は受注者は、相手方に対し保証の額の増額又は減額について協議を申し入れることができる。

(契約の譲渡等)

第14条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

2 受注者は、既存施設等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾がある場合は、この限りではない。

(著作物の使用等)

第15条 発注者は、受注者が本業務の実施に当たって使用する著作物について、受注者が承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払いは免除されるものとする。



(特許権等の使用)

第16条 受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、その使用に関して要した費用の負担については、発注者及び受注者が協議して決めるものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第17条 受注者は、下水道施設等が公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本業務が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(成果物の利用)

第18条 発注者は、成果物について、発注者の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

2 発注者の指定する者に対して、下水道施設等について新たに義務事業の全部又は一部と同等の業務が委託される場合、前項の利用の権利及び権限は、本契約の終了後、発注者の指定する者にも付与される。

3 成果物及び下水道施設等のうち、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（以下「著作権者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。

4 受注者は、発注者（第2項における発注者の指定する者を含む。）が成果物及び下水道施設等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（受注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部又は下水道施設等の全部若しくは一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 必要な範囲で、発注者又は発注者が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 下水道施設等を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 本契約の終了後に、下水道施設等を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

5 受注者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又

はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合、並びに法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りでない。

- (1) 成果物及び下水道施設等の内容を公表すること。
- (2) 下水道施設等に受注者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

## 第2章 業務の実施

### 第1節 総則

(本委託の概要)

第19条 受注者は、下水道施設等について、履行期間中の運転及び維持管理等を行うものとする。

2 受注者は、業務実施計画書等に従って本業務を遂行しなければならない。

3 本業務の範囲は次の各号に掲げるものとし、各業務の詳細については要求水準書等で定めるものとする。

#### (1) 義務事業

イ 統括管理業務

ロ 管路管理業務

- ・巡視業務

- ・調査業務

- ・清掃業務

- ・修繕業務

ハ 処理施設管理業務

- ・運転操作及び監視業務

- ・保守点検及び整備業務

- ・水質分析関連業務

- ・設備修繕業務

- ・物品等管理調達業務

- ・廃棄物管理業務

- ・環境整備業務

ニ コンサルタント業務

- ・各種計画等の改定業務

- ・各種計画等の策定業務

ホ 危機管理

#### (2) 附帯事業

#### (3) 任意事業

(履行期間)

第20条 履行期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、移行期間については、受注者は下水道施設等の運転管理及び維持管理の一部を実施するものとする。

2 移行期間における具体的な業務の実施方法等については、要求水準書に定めるものとする。

(法令の遵守等)

第21条 受注者は、本業務に係る関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施しなければならない。

(業務の実施体制等)

第22条 本業務における実施体制は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者が本業務を実施する処理場、ポンプ場及びマンホールポンプ（以下「処理施設等」という。）の運転管理及び維持管理は、通年24時間連続とし、要求水準を確保できる体制を確立するものとする。
- (2) 発注者は、本業務を監督する監督員を置くものとする。
- (3) 受注者は、本契約締結後速やかに、要求水準書等に基づき、本業務遂行上の管理を掌る統括遂行責任者、現場管理を掌る業務主任技術者、その他本業務の履行に必要な従事者等（必要な有資格者を含む。）を置くものとする。

(監督員)

第23条 発注者は、前条第1項第2号に基づき監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。また、監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に各号に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 発注者の下水道法及び浄化槽法の責任を果たす上で必要な受注者又は受注者の統括遂行責任者に対する業務に関する指示。
- (2) 契約書、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
- (3) 本業務の履行に関する受注者又は受注者の統括遂行責任者との協議。
- (4) 本業務の進捗の確認、照会その他契約の履行状況の調査及び改善通告。
- (5) モニタリングの実施及び通知。

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知するものとする。

4 本契約に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって、発注者に到達したものとみなす。

(統括遂行責任者)

第24条 受注者は、第22条第1項第3号に基づき統括遂行責任者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする。また、統括遂行責任者を変更したときも同様とする。

- 2 統括遂行責任者は、本業務の履行に関し、業務全体の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、第67条（統括遂行責任者等に対する措置請求）の請求の受理、第68条（監督員に対する措置請求）の請求、通知の受理並びに契約の解除に係わる権限を除き、本契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができるものとする。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括遂行責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、当該権限の内容を発注者に事前に通知しなければならない。

（業務主任技術者）

- 第25条 受注者は、第22条第1項第3号に基づき業務主任技術者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする。また、業務主任技術者を変更したときも同様とする。
- 2 業務主任技術者は、要求水準書等に掲げる資格を有するものとする。

（電気主任技術者の選任等）

- 第26条 受注者は、電気事業法第39条第1項の規定に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合するように自家用電気工作物を維持する義務を負い、維持及び管理の主体としてこれを行うものとする。
- 2 発注者は、受注者を電気事業法第43条第1項に定める事業用電気工作物を設置する者とみなし、受注者は従事者等から要求水準書に定める電気工作物の維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査の管理に必要な電気主任技術者を選任し、所轄官庁に対する届け出を行うものとする。
  - 3 電気主任技術者は、次の各号によりその職務を行うものとする。
    - (1) 電気主任技術者は、電気工作物の維持及び運用に関する保安の監督を行うものとする。
    - (2) 発注者は、自家用電気工作物の維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。
    - (3) 自家用電気工作物の維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うものとする。
    - (4) 電気主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実に行うものとする。
  - 4 電気主任技術者は、業務上重要な事項について、発注者及び受注者各々に連絡、報告及び調整を行うものとする。ただし、緊急の場合においては、電気主任技術者は臨機の措置をとり、事後に発注者及び受注者各々に報告を行うものとする。

(業務開始に伴う既存施設等の確認及び使用)

第27条 発注者及び受注者は、契約締結日の翌日から移行期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いの上、確認する。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担する。

- 2 受注者は、本業務の実施を目的として、既存施設等を使用することができるものとする。
- 3 受注者は、既存施設等について、善良なる管理者の注意をもってこれを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。
- 4 第1項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、受注者は発注者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- 5 受注者は、前項にかかわらず、履行開始日から1年以内に既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(業務開始に伴う業務引継ぎ等)

第28条 発注者又は発注者の指定する者及び受注者は、原則、受注者の負担により、契約締結日の翌日から履行開始日までに、下水道施設等の業務実施に必要な業務引継ぎ等が終了するよう努めるものとする。なお、業務引継ぎ等の内容等については、要求水準書に定めるものとする。

- 2 発注者又は発注者の指定する者は、受注者が下水道施設等の業務実施に合理的に必要とし、発注者が保有する書類、データ、下水道施設等の状況等（以下「下水道施設等の情報等」という。）を、受注者に適切に開示するものとする。
- 3 前項のほか、発注者又は発注者の指定する者は、受注者が下水道施設等の業務実施に必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うものとする。
- 4 発注者は、下水道施設等の業務実施上必要となる下水道施設等の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、下水道施設等の習熟に努めるものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は第1項に規定する業務引継ぎ等を行わないことができる。
  - (1) 業務引継ぎ等の必要がない事由を受注者が書面で提出し、これを発注者が認めたとき。
  - (2) 発注者が、下水道施設等に関する受注者による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

(ユーティリティ等の調達)

第29条 受注者は、受注者の責任と費用により、移行期間を除く履行期間中において、要求水準書に定める本業務の実施に必要な電力、水道、薬品、ガスその他の燃料等

を調達しなければならない。

- 2 受注者は、受注者の責任と費用により、移行期間を除く履行期間中において、要求水準書に定める本業務の実施に必要な消耗品類、資機材、事務備品その他物品等を調達しなければならない。

#### (再委託)

第30条 受注者は、本契約について委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が軽微な業務であると認めるものについては、この限りではない。
- 3 受注者は、前項の規定により承諾された事項を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 5 受注者は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、発注者に対し責任を負うものとする。

#### (許認可の取得等)

第31条 受注者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、本業務を実施するために必要となる一切の許認可等は、受注者が取得して維持し、又は作成して提出するものとする。
- 3 受注者は、本業務を実施するために必要となる許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可等取得の遅延から生じる追加費用を含む。）を負担する。ただし、その遅延が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者がその責任及び損害を負担する。
- 4 発注者は、受注者が発注者に対して書面により要請した場合、第2項に定める発注者による許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 5 受注者は、第1項に定める許認可等の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、許認可等の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを発注者に提出する。

#### (関係諸機関との協定事項)

第32条 受注者は、発注者が関係諸機関との間で締結し、かつ、あらかじめ発注者が受注者に提示した協定書、合意書等（以下この条において「協定書等」という。）に定められた事項を遵守しなければならない。

- 2 発注者は、新たに関係諸機関との間で協定書等を締結した場合、又は前項の規定により提示した協定書等の内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を受注者へ通知するものとする。

(暴力団からの不当介入の排除)

第33条 受注者は、本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員（以下この条において「暴力団等」という。）から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、直ちにその旨を発注者に報告するとともに、速やかに所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の不当介入又はその被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

## 第2節 業務実施計画

(業務実施計画書の策定)

第34条 受注者は、本業務の実施のため、本契約書及び要求水準書に基づき、次条から第39条までに定めるところにより、受注者の責任と費用により、業務実施計画書を策定しなければならない。

(5か年業務実施計画書)

第35条 受注者は、契約締結日の翌日から起算して30日以内に、本業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅰ期5か年業務実施計画書を策定し、発注者と協議の上、履行開始日から起算して30日前までに発注者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の第Ⅰ期5か年業務実施計画書は、履行開始日から第Ⅰ期履行期間の終了日までの期間を対象とする。
- 3 受注者は、第Ⅰ期履行期間終了日より起算して60日前までに、本業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅱ期5か年業務実施計画書を策定し、発注者と協議の上、第Ⅱ期履行開始日の前までに発注者の承諾を得なければならない。
- 4 前項の第Ⅱ期5か年業務実施計画書は、第Ⅱ期履行開始日から本履行期間の終了日までの期間を対象とする。
- 5 受注者は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期5か年業務実施計画書の内容等に変更が生じる場合、発注者に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。
- 6 発注者は、前項の申し出を受けたときは、当該業務実施計画書の内容及び費用等の変更について、受注者と協議するものとする。



(年間業務実施計画書)

第36条 受注者は、各年度の開始前までに、当該年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間業務実施計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。

2 年間業務実施計画書は、それぞれ、第Ⅰ期5か年業務実施計画書、第Ⅱ期5か年業務実施計画書に基づき策定するものとする。

3 本業務の開始年度については、第1項の「各年度の開始前までに」とあるのを「発注者から第Ⅰ期5か年業務実施計画書の承諾を受けた日の翌日から起算して30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

4 第Ⅱ期履行期間の開始年度については、第1項の「各年度の開始前までに」とあるのを「発注者から第Ⅱ期5か年業務実施計画書の承諾を受けた日の翌日から起算して30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

(5か年修繕計画書)

第37条 受注者は、契約締結日の翌日から起算して30日以内に、履行開始日から第Ⅰ期履行期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅰ期5か年修繕計画書を策定し、発注者と協議の上、履行開始日から起算して30日前までに、発注者の承諾を得なければならない。

2 受注者は、第Ⅰ期履行期間終了日より起算して60日前までに、第Ⅱ期履行期間開始から本履行期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅱ期5か年修繕計画書を策定し、発注者と協議の上、第Ⅱ期履行開始日の前までに、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、ストックマネジメントに係る計画等により、第Ⅰ期又は第Ⅱ期5か年修繕計画書で予定する定期修繕の内容等に変更が生じる場合、発注者に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

4 発注者は、前項の申し出を受け、承諾したときは、当該定期修繕の内容及び費用等の変更について、受注者と協議するものとする。

(年間修繕計画書)

第38条 受注者は、各年度の開始前までに、当該年度における定期修繕内容の詳細を定めた年間修繕計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。

2 年間修繕計画書は、それぞれ、第Ⅰ期5か年修繕計画書、第Ⅱ期5か年修繕計画書に基づき策定するものとする。

3 本業務の開始年度については、第1項の「各年度の開始前までに」とあるのを「発注者から第Ⅰ期5か年修繕計画書の承諾を受けた日の翌日から起算して30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

4 第Ⅱ期履行期間の開始年度については、第1項の「各年度の開始前までに」とあるのを「発注者から第Ⅱ期5か年修繕計画書の承諾を受けた日の翌日から起算して30日以

内までに」と読み替え、本条を適用する。

- 5 受注者は、履行期間において、突発的な機械・電気その他の設備故障、損傷等が発生したときは、発注者の承諾を得て、速やかに復旧するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは復旧の後、発注者に報告するものとする。

#### (緊急時対応計画書)

第39条 受注者は、契約締結日の翌日から起算して履行開始日の30日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を要求水準書等に基づき策定し、発注者と協議の上、履行開始日前までに発注者の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂するものとする。
- 3 受注者は、前項の改訂を行ったときは、速やかに発注者に届出て、その承諾を得るものとする。

#### (業務実施計画書等の修正)

第40条 発注者は、前5条に基づく各計画書が不相当であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、受注者に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができるものとする。

- 2 受注者は、発注者から前項の請求があったときは、当該計画書について変更若しくは修正又は再提出するものとする。
- 3 受注者が期日までに、計画書の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第66条(委託料の支払停止)に定める措置を適用するものとする。
- 4 発注者は正当な理由なくして、受注者が提出した計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならないものとする。

### 第3節 業務の実施

#### (施設更新等の請求)

第41条 下水道施設等の修繕によりその機能が維持できないとき若しくはその見込みがないとき、又は修繕によりその機能を維持しようとするものが著しく非合理的であると認められるときは、受注者は発注者に対しその旨を報告し、施設の更新又は改築について協議することができるものとする。

- 2 前項の協議があったときは、発注者は速やかに下水道施設等の現況を調査して、施設の更新又は改築の是非を判断し、その内容を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の判断をするに当たり、受注者の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮するものとする。

- 4 第1項の協議があり、施設の更新又は改築の必要があるにもかかわらず、発注者が、社会通念上必要かつ相当な期間において、施設の更新又は改築を行わなかったことにより、受注者又は第三者に損害が生じた場合には、発注者はその損害を負担する。ただし、受注者に故意又は過失がある場合には、発注者はその程度に応じて受注者に対し負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、受注者に求償することができるものとする。

(施設改良等)

- 第42条 本業務を効果的かつ効率的に実施するため、要求水準書に定めるところにより、受注者は発注者の承諾を得て、受注者の責任と費用により下水道施設等の一部について必要な変更又は改良を行うことができるものとする。
- 2 前項の設備を設置するときは、受注者は必要最小限の範囲で下水道施設等に変更を加えることができるものとする。この場合において、受注者は当該変更の内容について事前に発注者に通知し、その承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が下水道施設等に設置した設備の所有権は、受注者に帰属するものとする。

(受注者の改善提案)

- 第43条 受注者は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書又は提案書で示す手法より効果的かつ効率的な業務手法を発注者に提案することができるものとする。ただし、受注者が提案できる範囲は原則として委託料の額の増額を伴わないものとする。
- 2 前項に基づく提案を受注者が行う場合には、任意の様式により改善提案書を作成し、発注者に提出するものとする。
- 3 発注者は、受注者から改善提案書を受理した後に、提案を受けた業務手法について必要に応じて受注者からヒアリングを実施することができるものとする。
- 4 発注者は、前各項により提案された業務手法について確認した結果、適当と認めた場合には、承認する旨を受注者に通知するものとする。
- 5 前項において、当該変更を行う場合には、受注者は業務計画書等の変更を行い、発注者の承認を得なければならない。

(要求水準書の変更等)

- 第44条 発注者は、本履行期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合、要求水準書を変更することができる。ただし、発注者は、あらかじめ受注者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、受注者と協議を行わなければならない。
- (1) 法令等変更により本業務の内容を著しく変更せざるを得ないとき。
- (2) 災害、事故等により、本業務について特別な業務内容が必要なとき又は本業務の

内容を著しく変更したとき。

(3) 発注者の事由等により本業務の内容に変更が必要なとき。

(4) 前条第4項の規定により、発注者が受注者からの改善提案を承認したとき。

2 前項の規定による要求水準書の変更に起因して受注者に発生する、本業務の実施に要する追加費用及び損害の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 法令等変更による場合は、第79条（法令等変更に伴う増加費用又は損害の負担）の規定に従う。

(2) 税制の改正又は制定による場合は、第80条（税制改正）の規定に従う。

(3) 不可抗力による場合は、第81条（不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更）の規定に従う。

(4) 前3号に掲げる場合以外であって、発注者の責めに帰すべき事由による場合は発注者が、受注者の責めに帰すべき事由による場合は受注者がそれぞれ負担する。

（要求水準書の変更に伴う措置）

第45条 前条第1項の規定により要求水準書を変更したときは、同条第2項の規定により受注者が負担することとなった増加費用又は損害（委託料の減額を除く）については発注者が負担し、受注者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用の減少分に応じて委託料を減額するものとする。ただし、前条第1項第4号に掲げる事由（受注者の改善提案）に起因する費用の減少については、第51条（プロフィットシェア）の規定によるものとする。

2 前項において、受注者の委託料の減額については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（水質等の保証）

第46条 受注者は、履行期間を通じ、要求水準書に定める流入下水を適切に処理し、放流水質を確保するほか、脱水ケーキ含水率を確保し、これを保証するものとする。

2 前項の水質を確保できず第三者に損害が生じたときは、第53条（水質異常時の対応）又は第54条（異常水量への対応）の不可抗力等による場合を除き、第76条第1項（第三者に及ぼした損害）の定めに従うものとする。

（業務の中止）

第47条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務中止の内容及び理由を通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間及び委託料を変更することができる。

3 発注者は、第1項の規定により業務を一時中止した場合において、受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき又は受注者に損害を及ぼした

ときは、必要かつ合理的な範囲の費用を負担しなければならない。

- 4 前項の規定は、業務の一時中止が受注者の責めに帰すべき事由による場合には適用しない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第48条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。

- 3 発注者は、前項の規定による履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の変更)

第49条 発注者は、特別の理由により履行期間を延長し、又は短縮する必要があるときは、履行期間の変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第50条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、当該契約不適合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、併せて損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の迫完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 前3項の規定は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは適用しない。

(プロフィットシェア)

第51条 発注者は、第43条(受注者の改善提案)に基づく要求水準書等の変更により受注者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用の減少額(以下「プロフィット」という。)に応じて委託料を減額することができるものとする。

2 前項による委託料の減額の額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。ただし、発注者は、プロフィットの額の10分の●に相当する額についてはこれを委託料から減額しないものとする。

3 前2項の規定により委託料の減額を行った場合であっても、当該改善提案等を行った受注者の業務上の注意義務が減免されるものではない。

第4節 緊急事態(災害・事故その他の不可抗力)発生時の対応

(対応の基本)

第52条 受注者は、緊急事態が発生したときは、第39条に定める緊急時対応計画書に基づき、災害・事故その他の不可抗力による本業務への影響を回避し、又は軽減するため必要な措置を講じなければならない。

(水質異常時の対応)

第53条 不可抗力その他受注者の責めによらず、悪質な流入下水により反応槽内生物が死滅する恐れがあるとき、放流水の水質が水質汚濁防止法若しくは群馬県条例に定める水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるとき(以下「水質異常」という。)は、受注者は直ちに口頭によりその旨を発注者に報告し、発注者及び受注者はその対応を協議しなければならない。

2 発注者は、前項の場合において必要と認めるときは、受注者に対し、下水処理施設の処理の一部又は全部を停止すること(以下「処理停止」という。)を指示することができるものとする。

3 前項の処理停止により、第三者に損害が生じたときは、第76条第2項(第三者に及ぼした損害)の定めに従うものとする。

(異常水量への対応)

第54条 下水道施設等の異常流入水、浸水又はその恐れが生じたときは、受注者は直ちに口頭によりその旨を発注者に報告し、発注者及び受注者はその対応を協議しなければならない。

- 2 前項の場合において発注者が必要と認めるときは、受注者に対し、処理停止又はその他の措置を指示することができるものとする。
- 3 前項に規定する処理停止又はその他の措置により第三者に損害が生じたときは、第76条第2項（第三者に及ぼした損害）の定めに従うものとする。

#### （協働の措置）

- 第55条 前2条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、発注者及び受注者は協働して必要な措置を講ずるものとし、受注者は最大限の誠意と努力をもって発注者に協力する義務を負うものとする。
- 2 前項の受注者の協力が本契約の範囲外である場合で増加費用が生じたときは、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者との協議の上で定めるものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、本契約の範囲内における受注者の協力による措置の場合は、発注者は負担しないものとする。

#### （臨機の措置）

- 第56条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じるものとする。この場合において、受注者はあらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項ただし書きにおいて臨機の措置を講じたときは、受注者は当該措置の内容を発注者に直ちに通知するものとする。
  - 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じるよう請求することができるものとする。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち本契約の範囲外であると認められる部分については、発注者がこれを負担するものとし、その額は発注者と受注者との協議の上で定めるものとする。

#### （災害・事故発生時の指揮系統）

- 第57条 発注者は、第53条（水質異常時の対応）又は第54条（異常水量への対応）を除く緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本業務の実施に発注者の介入が必要であると認めたときは、直ちに統括遂行責任者にその旨を通知するものとする。なお、本項の通知は、緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知するものとする。
- 2 受注者は、前項の通知を受けたときは、統括遂行責任者は監督員又はその他の発注者の職員の直接の指揮監督に服し、受注者の従事者等は統括遂行責任者を通じ監督員又はその他の発注者の職員の指示に従わなければならない。
  - 3 他の下水道事業体又はその関連団体等から、発注者に対して緊急事態の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、発注者は統括遂行責任者を通じて受

注者に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、受注者は実務上可能な範囲で発注者の指示に従うものとする。

(災害・事故発生時の費用負担)

第58条 発注者は、前条第2項の規定に従い、統括遂行責任者及び受注者の従事者等が発注者の指示に従ったことによる増加費用の額及び支払い方法等は、発注者と受注者との協議の上で定めるものとする。

2 前項の規定は、第53条(水質異常時の対応)又は第54条(異常水量への対応)に定める不可抗力その他受注者の責めによらない第三者への損害については適用しない。

## 第5節 モニタリング

(業務日報の作成)

第59条 受注者は、要求水準書に基づき業務日報を作成し、常に下水道施設等に備えるものとする。

(業務の報告)

第60条 受注者は、要求水準書の定めるところに従い、本業務の実施状況を正確に反映した次の各号に掲げる業務報告書を作成するものとする。

- (1) 受注者は、毎月、月間業務報告書を作成し、当該月の月間業務報告書を業務日報とともに翌月の第7開庁日までに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、各年度に年間業務報告書を作成し、当該年度の年間業務報告書を翌年度の4月の第10開庁日までに発注者に提出するものとする。

(セルフモニタリング)

第61条 受注者は、モニタリング基本計画書及びセルフモニタリング実施計画書の定めに従いセルフモニタリングを行い、セルフモニタリング実施報告書を所定の期限までに又は発注者の請求に従って随時、発注者に提出する。

(実績評価の実施)

第62条 発注者は、受注者からセルフモニタリング実施報告書その他の報告書が提出された場合、要求水準書、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、本業務の実施内容が要求水準を満たしているか、及び提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認するものとする。受注者はこれらの定めに従い、当該確認に必要な協力をしなければならない。

2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要と認めたときは受注者に対して事前に通知することなく現地調査を行い、本業務の実施状況を確認することができる。この場合において、受注者は発注者の求めに応じ、発注者の確認に立会い、本業務の実施状況を説



明し、又は関係書類を提出するなど、当該確認に必要な協力をしなければならない。

（中間総合評価の実施）

第63条 発注者は、第I期履行期間を通じた受注者の本業務の履行状況について、本契約の継続の有無も含めて、総合的に評価（以下「中間総合評価」という。）を行うものとする。

2 発注者は、中間総合評価を第I期履行期間終了日の30日前までに実施し、その結果を速やかに受注者に通知するものとする。

3 前項の通知の結果、第83条第1項第4号（発注者による契約の解除）に該当する場合における本契約の解除については、同条の定めに従うものとする。

4 第1項の中間総合評価に必要な項目、内容、方法等は、要求水準書に定めるとおりとする。

第6節 要求水準の未達等に対する措置

（改善通告）

第64条 発注者は、第62条（実績評価の実施）による確認の結果、要求水準の未達（第53条及び第54条に定める不可抗力等による場合を除く。）が判明した場合には、受注者に対してその是正のため改善措置を講ずることを求めることができる。

2 受注者は、前項の通告を受理したときは、当該通告を受理した日から起算して10日以内に要求水準書及びモニタリング基本計画書の定めに従い改善計画書を発注者に提出するとともに、第60条第1項第1号に定める月間業務報告書においてその実施状況を報告しなければならない。

3 発注者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受注者に対して理由を明らかにした上で当該改善計画書の修正を求めることができる。

（改善計画書の変更）

第65条 発注者は、前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されない又は是正の見込みがないと判断したときは、受注者に対して再改善計画書として、当該改善計画書を変更し又は再提出するよう催告するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、再改善計画書及び再提出の場合に準用する。

3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は、受注者が負担するものとする。

（委託料の支払停止）

第66条 発注者は、モニタリング基本計画書の定めるところにより受注者に対し、勧告、警告若しくは命令を行ったとき、又は第40条第3項（業務実施計画書等の修正）の規定に該当したときには、受注者に対して事前に書面により通知した上で、当該事由の是

正が行われたと発注者が確認できるまでの間、委託料の支払いを停止することができるものとする。

2 前項の支払停止を行う場合には、発注者は受注者に対して弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項に規定する支払停止の理由となった事由が是正されたと発注者が確認したときは、発注者は第1項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに受注者に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

4 第1項の規定に基づき委託料の支払停止措置を講じた後、当該支払停止の理由となった事由が是正されないときは、発注者は第83条第1項第1号(発注者による契約の解除)の定めに従うことができるものとする。

(統括遂行責任者等に対する措置請求)

第67条 前条に定める委託料の支払停止のほか、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、発注者は、統括遂行責任者又は受注者の従事者若しくは第30条(再委託)の規定により受注者から業務を委託され若しくは請け負った者及びこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から起算して7日以内に発注者に通知しなければならない。

(監督員に対する措置請求)

第68条 受注者は、監督員がその職務の執行が不相当と認められるときは、発注者に対し、その理由を明らかにして、必要な措置を請求することができるものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から起算して7日以内に発注者に通知しなければならない。

## 第7節 委託料等

(委託料の支払)

第69条 受注者は、第60条第1項第1号の規定に基づき月間業務報告書を提出し、発注者がこれを承認したときは、「委託料の支払方法(仮称)」に規定する支払方法及び支払手続により、委託料を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、前項の「委託料の支払方法(仮称)」に規定する支払手続に従い、委託料を支払うものとする。

(委託料の変更)

第70条 委託料は、「委託料の支払方法（仮称）」の定めに従い改定するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、本契約及び要求水準書に定めた業務内容の変更に応じて委託料を変更できる。
- 3 前2項に定めるもののほか、本契約に基づく委託料の変更については発注者と受注者との協議により定めるものとする。ただし、協議開始の日から起算して7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知するものとする。
- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め発注者に通知することができる。
- 5 本契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

## 第3章 リスク分担

### 第1節 一般事項

(リスク分担の原則)

第71条 発注者と受注者のリスク負担の基本的な考え方は、リスク分担表のとおりとする。

(水質と水量)

第72条 下水を安定的に処理するための流入水量及びその水質の確保は、発注者の責任において、実施するものとする。

(所有権)

第73条 下水道施設等の所有権は、発注者に帰属する。ただし、第42条第3項（施設改良等）に該当する設備の所有権は、受注者に帰属するものとする。

(保険)

第74条 受注者は、履行期間中、自己の費用により第三者賠償保険、その他必要な保険を付保するものとし、発注者に報告するものとする。

2 受注者は、前項に基づき加入する保険を全て履行開始日以前に契約するものとし、業務開始に先立ちその保険証書の写しを発注者に提出する。

3 受注者は、第2項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を発注者に通知し、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(一般的損害)

第75条 本業務の実施に関し、受注者の故意又は過失によって生じた損害については受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰する事由により生じたものについては発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第76条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害（第2項及び第3項に規定する損害を除く。）について当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 第53条第3項（水質異常時の対応）及び第54条第3項（異常水量への対応）並びに、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担するものとする。ただし、本業務の実施に関し受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担するものとする。
- 4 前3項の場合、その他業務を行うに当たり第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその解決に当たるものとする。

#### (遅延損害金)

第77条 発注者又は受注者が、本契約に基づいて履行すべき委託料、賠償金、損害金、違約金その他の金銭の支払を遅延した場合は、発注者又は受注者は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項及び同法第14条に定める割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

### 第2節 法令等変更

#### (法令等変更に伴う通知の付与及び協議)

第78条 本契約締結日以後に法令等が変更されたことにより、本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、受注者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを発注者に対して通知するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされた以降において本契約に基づく自己の義務が適用される法令等に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令等変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 発注者が受注者から第1項の通知を受理したときは、発注者及び受注者は当該法令等変更に対応するため、速やかに本契約及び要求水準書の変更並びに費用の変更等について協議するものとする。
- 4 前項の協議にかかわらず、変更された法令等の公布、告示若しくは通知又は施行等の日から起算して60日以内に本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について合意が成立しないときは、発注者が法令等変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。

#### (法令等変更に伴う増加費用又は損害の負担)

第79条 法令等の変更に起因して受注者に発生する本業務の実施に要する追加費用及び損害は、受注者の負担とする。ただし、特定法令等変更により受注者に発生する本業務の実施に要する追加費用及び損害は、発注者の負担とする。

(税制改正)

第80条 本契約の締結後に本業務に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「税制改正通知」という。）により受注者は発注者に対して直ちに通知する。

2 前条の定めにかかわらず、発注者及び受注者は税制改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いを原則として当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議する。

(1) 受注者の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用は、受注者の負担とする。

(2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用は、発注者の負担とする。

3 前各項の定めにかかわらず、委託料にかかる消費税等の税率変更による追加費用については発注者の負担とする。

第3節 不可抗力

(不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更)

第81条 不可抗力により本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったときは、受注者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。

2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされたとき以降において契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による通知を受領したときは直ちに調査を行い、前項の損害（当該不可抗力に起因して発生した追加費用及び損害額を含む。以下同じ。）を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に対し、当該不可抗力による下水道施設等の被害状況及び前項に規定する損害の状況について、必要な資料の提出を求めることができるものとする。

4 受注者が前項の通知を受領したときは、発注者及び受注者は当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について協議するものとする。

5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から起算して30日以内に本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について合意が成立しないときは、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。

(不可抗力による委託料の支払)

第82条 発注者は、受注者が不可抗力により下水道施設等において処理の一部又は全部を行うことができない場合には、その費用に相当する委託料を減額するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、前条第4項による協議が合意に至るまでの間、受注者が当該不可抗力の影響を早期に除去すべく最大限の努力を行うことを条件として、受注者が不可抗力により下水道施設等において処理の一部又は全部を行わない場合でも、受注者に対して第69条（委託料の支払）に定める委託料を支払うことができるものとする。

## 第4章 契約の終了

### 第1節 契約の解除

(発注者による契約の解除)

第83条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行又は是正を催告し、その期間内に履行又は是正がなされないときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に基づく発注者のモニタリングの結果、受注者の要求水準未達が改善期間を経過しても是正されないとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、受注者が本契約に違反したとき（次項各号に掲げる場合を除く。）。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の催告を行わず、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、履行開始予定日から起算して30日が経過しても本業務の履行を開始しないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、連続して2日以上又は1年間に於いて10日以上、受注者が下水道施設等の処理の一部又は全部を行わないとき。
  - (3) 受注者が、自らの業務実施を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
  - (4) 第63条（中間総合評価の実施）に基づく中間総合評価の結果、受注者の評価が著しく低く、又は本契約の目的を達成することが極めて難しいことが明らかであると発注者が判断したとき。
  - (5) 受注者の故意による発注者への信用失墜行為として、発注者の管理責任が厳しく問われるような重大な虚偽報告（水質検査結果の虚偽報告等）や、本業務の運営に重大な影響を与える法令違反等（廃棄物の不法投棄等）が認められ、発注者が本契約の継続を困難と認めたとき。
  - (6) 受注者（受注者が共同企業体（以下「JV」という。）の場合は各構成員のいずれかが、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立て（以下「倒産手続開始申立て」という。）がなされたとき。ただし、受注者がJVのときは、発注者は本契約の解除の前に当該倒産手続開始申立て等が本業務の履行に支障を及ぼすか否かにつき受注者と協議することができるものとする。
  - (7) 受注者が支払停止、支払不能その他信用状態の著しい悪化が認められるとき。
  - (8) 前各号に規定するもののほか、受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 3 前二項の規定により契約が終了する場合は、受注者は発注者の請求に基づき、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約金額の100分の10とする。



- 4 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者による契約の解除)

第84条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行又は是正を催告し、その期間内に履行又は是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

(1) 発注者が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払について、第69条第2項(委託料の支払)に定める支払期限から60日を経過しても委託料の支払を行わなかったとき。

(2) 発注者が本契約に基づく重要な義務に違反したとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により本業務の履行が不能となったときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

3 前二項の規定により契約が終了する場合は、発注者は受注者に対して、履行期間の終了日までの委託料のうち既に完了している業務の未払いの委託料を支払うものとする。この場合における委託料の支払手続きは、第69条(委託料の支払)の定めを準用するものとする。

- 4 前項に定めるもののほか、発注者は受注者の請求に基づき受注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約金額の100分の10とする。

- 5 前項の規定は、受注者に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は受注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(法令等変更による契約の解除)

第85条 履行期間において、第78条第3項(法令等変更に伴う通知の付与及び協議)に基づく協議にもかかわらず本契約の締結後における法令等変更により発注者が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は受注者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、受注者に生じた損害の負担は、第79条(法令等変更に伴う増加費用又は損害の負担)の定めに従うものとする。

(不可抗力による契約の解除)

第86条 履行期間において、第81条第4項(不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更)に基づく協議にもかかわらず本契約の締結後における不可抗力により発注者が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は受注者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができ

るものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除する場合は、発注者は受注者に対して履行期間の終了日までの委託料のうち未払いの委託料について、発注者及び受注者の協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払の手続きは、第69条（委託料の支払）の規定を準用する。

（談合等不正行為に対する違約金等）

第87条 本契約に関し、受注者（JVの場合はその構成員）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、本契約の委託料（本契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者となっている事業者団体（以下「受注者等」という。）が同法第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が受注者等に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項により取り消された場合、及び同法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定に基づく課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合を含む。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し同法3条又は第8条第1号に違反する行為としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 本契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 本契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の損害額を超える場合は発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

## 第2節 契約終了時の措置

(履行期間満了に伴う業務引継ぎ等)

第88条 受注者は、本履行期間の終了日までに、受注者の責任と費用により発注者又は発注者の指定する者に、下水道施設等の運転及び維持管理に関する業務の引継、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する受注者による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 受注者が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出しこれを発注者が認めたとき。

(2) 発注者が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

3 受注者が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、受注者は発注者に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、発注者の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用とする。ただし、契約金額の100分の10を上限とする。

4 第1項に定める受注者による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、要求水準書に記載するほか発注者と受注者との協議により定めるものとする。

5 理由の如何を問わず、本契約が解除により終了した場合の業務引継ぎ等については、第1項の「本履行期間の終了日」を「発注者が定める期日」と読み替えて前各項を適用する。

(契約終了時の既存施設等の確認)

第89条 発注者及び受注者は、本履行期間の満了又は本契約の解除による終了に際して、要求水準書に従って既存施設等（本履行期間中に既存施設等が追加又は変更された場合、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認を行う。なお、既存施設等の確認にかかる費用は各自の負担とする。

2 前項に定める既存施設等の確認は、本履行期間満了による契約終了のときは本履行期間終了日までに完了し、契約解除に伴う契約終了のときは発注者及び受注者が協議の上、確認時期・期間等について定めるものとする。

3 前2項による確認の結果、既存施設等に契約不適合があるときは、発注者は受注者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。

4 発注者は、前項にかかわらず、本契約終了日より1年以内に既存施設等に契約不適合を発見したときは前項に定める措置を講ずることができるものとする。ただし、当該契約不適合が本契約終了後に発注者又は既存施設等について発注者から業務を受託した者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(契約終了による改良施設の取扱い)

第90条 本履行期間の満了又は本契約の解除による終了に際して、受注者が保有する資産は、全て受注者の責任において処分しなければならない。ただし、第42条（施設改良等）に基づき受注者が設置した設備の譲渡を発注者が要求し、受注者がこれを承諾した場合は発注者は当該施設の所有権を取得することができるものとする。

2 前項ただし書きに基づき、受注者が設置した設備が発注者に譲渡される場合には、発注者は受注者に対して要求水準書に定める清算金を支払うものとする。

## 第5章 補則

### (解釈)

第91条 発注者が本契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、発注者が受注者の責任において行うべき本業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

### (契約の変更)

第92条 本契約において特に定める場合を除き、本契約は両当事者の書面により合意によらなければ変更することができない。

### (公租公課の負担)

第93条 本契約に関連して生じる公租公課は、全て受注者の負担とする。発注者は、委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連する全ての公租公課について、別途負担しないものとする。

### (準拠法及び管轄裁判所)

第94条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 本契約に関連して発生した全ての紛争は、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

### (疑義に関する協議)

第95条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し疑義が生じた場合には、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議を行いその対応を決定するものとする。

## 別 記 1

### 定義集

- 1 「本業務」とは、発注者と受注者が契約締結する令和9年度から令和18年度まで【館林市下水道事業ウォーターP P P業務委託】において発注者が受注者に委託する業務をいい、その内容は要求水準書に記載する。
- 2 「要求水準書」とは、本業務における要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 3 「要求水準」とは、本契約書、要求水準書及び提案書類、その他関係書類に基づき定められている本業務の実施において発注者及び受注者が充足すべき水準をいう。
- 4 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- 5 「下水道施設等」とは、要求水準書に示す館林市が実施する公共下水道事業、農業集落排水事業及び地域し尿処理事業に係る施設並びに管路施設の総称をいう。
- 6 「処理施設等」とは、処理場、ポンプ場及びマンホールポンプの総称をいう。
- 7 「既存施設等」とは、本契約締結日時点において発注者が所有又は管理しており、本業務の実施のために受注者が引き継いで使用する下水道施設等、設備、備品及び関連資料等をいう。
- 8 「履行期間」とは、受注者が本契約に基づき、本業務を実施する期間（令和9年度から令和18年度まで）をいう。
- 9 「第Ⅰ期履行期間」とは、履行期間のうち、令和9年度から令和13年度までをいう。
- 10 「第Ⅱ期履行期間」とは、履行期間のうち、令和14年度から令和18年度までをいう。
- 11 「契約締結日」とは、本契約について発注者と受注者が合意し、本契約書に発注者及び受注者が記名押印した日をいう。
- 12 「移行期間」とは、本契約締結日の翌日から履行開始日の前日までの間であって、受注者が既存施設等の引継ぎ、確認、及び下水道施設等の運転・維持管理の一部を実施する期間をいう。
- 13 「履行開始日」とは、令和●年●月●日をいう。
- 14 「業務委託料」とは、本業務の対価として、発注者が受注者に支払う金銭をいい、本契約書別記3に記載の額をいう。
- 15 「修繕」とは、対象施設の一部の補修又は取替えを行う（ただし、更新を伴わないものとする。）ことをいう。
- 16 「業務実施計画書」とは、第Ⅰ期及び第Ⅱ期5か年業務実施計画書、年間業務実施計画書、第Ⅰ期及び第Ⅱ期5か年修繕計画書、年間修繕計画書、緊急時対応計画書をいう。
- 17 「第Ⅰ期5か年業務実施計画書」とは、第Ⅰ期履行期間における業務実施計画をいう。
- 18 「第Ⅱ期5か年業務実施計画書」とは、第Ⅱ期履行期間における業務実施計画をいう。
- 19 「年間業務実施計画書」とは、各年度における業務実施計画書をいう。

- 20 「第Ⅰ期5か年修繕計画書」とは、第Ⅰ期履行期間における定期修繕計画をいう。
- 21 「第Ⅱ期5か年修繕計画書」とは、第Ⅱ期履行期間における定期修繕計画をいう。
- 22 「年間修繕計画書」とは、各年度における定期修繕計画をいう。
- 23 「緊急時対応計画書」とは、履行期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法手順等を定めた計画書をいう。
- 24 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、発注者又は受注者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- 25 「監督員」とは、本業務を監督する発注者の責任者をいう。
- 26 「統括遂行責任者」とは、本業務を実施する上で管理をつかさどる受注者の代理人をいう。
- 27 「業務主任技術者」とは、各施設の業務主任技術者をいう。
- 28 「著作権」とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。
- 29 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- 30 「再改善計画書」とは、変更又は再提出した改善計画書をいう。
- 31 「流入下水量」とは、下水道施設、農業集落排水処理施設及び地域し尿処理施設に流入した下水（污水）の量で、発注者が確保し、受注者が処理すべき量をいう。
- 32 「放流水質」とは、下水道施設、農業集落排水処理施設及び地域し尿処理施設に流入した下水（污水）を処理し、公共用水域に排水される処理水の水質をいう。
- 33 「電気主任技術者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規、経済産業省 20210310 保局第1号）に定義される電気主任技術者をいう。
- 34 「中間総合評価」とは、第64条の規定に基づき、発注者が第Ⅰ期履行期間を通じて行う、受注者の本業務の履行状況に関する総合的な評価をいう。
- 35 「法令等」とは、本契約の締結及び本業務の実施に関連して適用される法律、政令、省令、地方公共団体の条例及び規則並びに所管官庁の告示、通達、指針、基準及び行政指導等をいう。
- 36 「特定法令等変更」とは、下水道事業にのみ適用される法令等の変更、又は館林市の条例、規則等の変更であって、本業務に直接的な影響を及ぼすものをいう。

## 別 記 2

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、本契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 受注者は、本契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第4 受注者は、発注者の指示があるときを除き、本契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 受注者は、本契約による事務の遂行に当たり、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複製等の禁止)

第6 受注者は、本契約による事務の遂行に当たり、発注者から取扱いを委託された個人情報を、業務遂行以外の目的で、加工、改ざん、利用、複写又は複製してはならない。

2 受注者は、発注者から預託された特定個人情報を受注者の事業所内の管理区域又は取扱区域の外へ持ち出してはならない。

#### (再委託の制限等)

第7 受注者は、個人情報の取扱いを伴う本契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 受注者は、本契約による事務の全部又は一部を第三者に委託をする場合は、第三者と締結する再委託契約において、受注者と同等の安全管理義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者の行為につき、発注者に対し当該第三者と連帯して責めを負う。

3 受注者は、本契約による事務の全部又は一部を再委託した場合は、発注者の要求があれば、再委託の状況について発注者に報告するものとする。

#### (委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第8 受注者は、本契約が終了した場合、発注者の要求があった場合又は法令上必要な場合には、直ちに、発注者から預託された個人情報及びその複製物を発注者に返却するとともに、磁気媒体等に記録した個人情報があるときはこれを完全に削除し、以後、当該個人情報を保有しないものとする。ただし、発注者の指示がある場合は、その指示内容に従い廃棄又はその他の処分をするものとする。



(従業員への周知及び監督・教育)

第9 受注者は、本契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、本契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、適切な監督及び必要な教育を行わなければならない。

(立入調査)

第10 発注者は、必要があると認めるときは、受注者が本契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告及び委託先の責任)

第11 受注者は、発注者から預託された個人情報の目的外利用又は第三者への提供、開示、漏えい等を確認した場合は、直ちに必要な調査を行った上、影響の極小化を図るとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。この場合において、受注者は、当該報告後速やかに再発防止策を策定して、発注者に報告するものとする。

2 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により損害を受けた場合、受注者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

3 本条の定めは、本契約終了後も有効とする。

(契約内容の遵守状況の報告)

第12 受注者は、発注者が要求した場合は、個人情報の取扱状況、再委託及び安全管理体制等を報告するものとする。

2 発注者及び受注者は、前項の確認の結果を踏まえ、個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協議の上決定する。

別 記 3

委託料支払表

単位：円

| 年度        | 業務区分      | 支払計 |    |
|-----------|-----------|-----|----|
|           |           | 税込  | 税抜 |
| 令和 9 年度   | 統括管理業務    |     |    |
|           | 管路管理業務    |     |    |
|           | 処理施設管理業務  |     |    |
|           | コンサルタント業務 |     |    |
| 小計        |           |     |    |
| 令和 1 0 年度 | 統括管理業務    |     |    |
|           | 管路管理業務    |     |    |
|           | 処理施設管理業務  |     |    |
|           | コンサルタント業務 |     |    |
| 小計        |           |     |    |
| 令和 1 1 年度 | 統括管理業務    |     |    |
|           | 管路管理業務    |     |    |
|           | 処理施設管理業務  |     |    |
|           | コンサルタント業務 |     |    |
| 小計        |           |     |    |
| 令和 1 2 年度 | 統括管理業務    |     |    |
|           | 管路管理業務    |     |    |
|           | 処理施設管理業務  |     |    |
|           | コンサルタント業務 |     |    |
| 小計        |           |     |    |
| 令和 1 3 年度 | 統括管理業務    |     |    |
|           | 管路管理業務    |     |    |
|           | 処理施設管理業務  |     |    |
|           | コンサルタント業務 |     |    |
| 小計        |           |     |    |
| 令和 1 4 年度 | 統括管理業務    |     |    |
|           | 管路管理業務    |     |    |
|           | 処理施設管理業務  |     |    |
|           | コンサルタント業務 |     |    |
| 小計        |           |     |    |
| 令和 1 5 年度 | 統括管理業務    |     |    |
|           | 管路管理業務    |     |    |
|           | 処理施設管理業務  |     |    |
|           | コンサルタント業務 |     |    |
| 小計        |           |     |    |
| 令和 1 6 年度 | 統括管理業務    |     |    |
|           | 管路管理業務    |     |    |
|           | 処理施設管理業務  |     |    |
|           | コンサルタント業務 |     |    |
| 小計        |           |     |    |
| 令和 1 7 年度 | 統括管理業務    |     |    |

|        |            |  |  |
|--------|------------|--|--|
|        | 管路施設維持管理業務 |  |  |
|        | 処理施設維持管理業務 |  |  |
|        | コンサルタント業務  |  |  |
| 小計     |            |  |  |
| 令和18年度 | 統括管理業務     |  |  |
|        | 管路施設維持管理業務 |  |  |
|        | 処理施設維持管理業務 |  |  |
|        | コンサルタント業務  |  |  |
| 小計     |            |  |  |
| 合計     |            |  |  |